



特集

働きやすい社会をめざして

★育児・介護休業法の改正 ★女性社員が輝く職場

ひと
きらめき人シリーズ

戸田発! 海水を使った昔ながらの塩づくり

『NPO 戸田塩の会』理事長 菰田智恵さんにお話を伺いました。



塩づくりを通じた戸田への思いやこれからの活動について語る菰田智恵さん

Q 現在の会を立ち上げたいきさつを教えてください。

A 県が主催する家庭婦人海外研修に参加し、サンフランシスコなどをまわってアメリカのボランティアのあり方など多くを学びました。毎日レポートを提出したりと大変な研修でしたが、素晴らしい仲間もでき、貴重な体験となりました。戸田という土地で私にできることは何かと考え、戸田塩が安康天皇の時代(西暦400年代中頃の古墳時代)に病氣治療の為に献上されていたという歴史があったことから、塩づくりを始めました。

Q 塩づくりは大変でしょうね。

A すべて自分たちで勉強してきました。失敗を重ね試行錯誤の末、現在の塩が出来上がりました。最初は個人の土地で作っていましたが、平成10年に当時の戸田村から用地と釜を提供して頂いてからは現在の場所で活動しています。塩づくりは漁船で海水を運んでもらったり、釜にくべる薪を運んでもらうなど、多くの協力があって成り立っています。そしてとても大事なのが、「塩づくりは塩も作り手も楽しく」ということ。製造過程で、塩には音楽を聴かせ、作り手には「もめごとを持ち込まないようにね」と言っています。

Q NPO法人となられたのは。

A 1年間NPOの勉強をし、平成13年にNPO法人となりました。現在、NPOの設立アドバイザーとしてNPOの設立のお手伝いをさせていただいています。NPOとなって働いてくださった方へのお給料をお支払し、私たちの活動を社会へ示していくことは、責任感にもなり、励みにもなります。

Q 男女共生についてお考えはありますか。

A 静岡県の男女共同参画センター「あざれあ」で男女共同参画について勉強しました。大事なことだと思っています。私たちスタッフ18人中4人は男性です。ご夫婦で働いてくださっている方もおります。

塩の会のスタッフが丹精込め、楽しく作った製品の数々



このマークが目印

Q とても行動力がありますが、その原動力は。

A 県内の女性の会で出会った方々がそれぞれ社会で活躍されているので、それが大変励みになっています。これからもまだまだ勉強してやりたいことを実現していきます。

【問い合わせ先】

NPO 戸田塩の会 TEL・FAX: 0558-94-5138

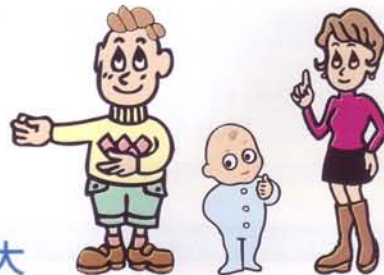
毎年800人以上もの人たちが見学や体験にみえる戸田塩づくりのような試みは、これからの時代に求められている形のひとつではないかと強く感じました。私たちは賢い消費者(グリーンコンシューマー)となり、良いものを選んで次世代に残していきたいものです。菰田さんの言動からは、あふれるパワーと情熱を感じました。戸田の発展はもとより、自ら得たものを社会へ返していきたいという思いが菰田さんのエネルギーの源のようです。

育児・介護休業法が改正されました

正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」というとても長い名前です。次世代育成支援を進めていく上でも大きな課題となっている育児や介護を行う労働者の仕事と家庭との両立をより一層推進するための法律です。この法律が改正され平成17年4月1日に施行されました。

今回の改正点は、大きく次の4点です。

- 1 育児休業・介護休業の取得対象者の拡大
- 2 育児休業期間の延長
- 3 介護休業取得回数の制限の緩和
- 4 子の看護休暇の新設



1 育児休業・介護休業の取得対象者の拡大

改正前は期間を定めて雇用される者（例えば、契約社員やパートタイマーなど）は対象外でしたが、今回の改正により一定条件を満たせば育児休業・介護休業の取得が可能となりました。

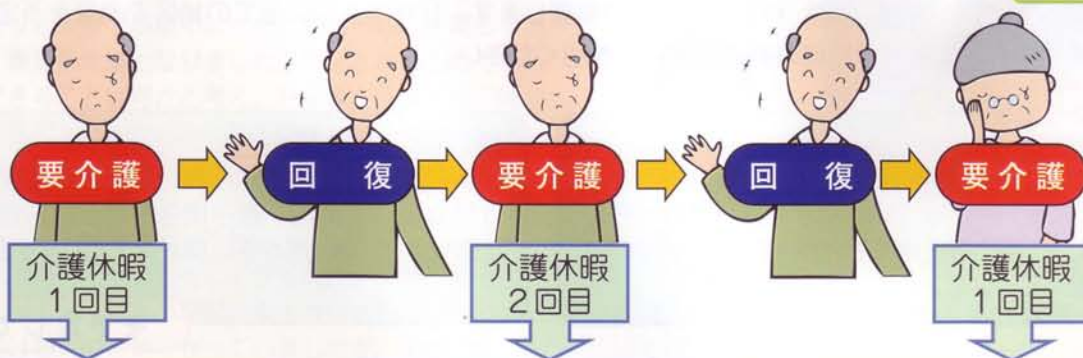
2 育児休業期間の延長

改正前は「育児休業の期間は子が1歳に達するまで」とされていましたが、今回の改正により子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6ヶ月に達するまで育児休業を延長することが可能となりました。

3 介護休業取得回数の制限の緩和

改正前は「対象家族1人につき1回限り・期間は連続3ヶ月まで」とされていましたが、今回の改正により「対象家族1人につき要介護状態に至るごとに1回・期間は通算して93日まで」となりました。

例えば…



改正前	改正後
取れます	取れます
最長3ヶ月まで取る事ができます（1回限り）	通算93日まで取る事ができます

改正前	改正後
取れません	取れます
おじいさんの介護休暇は以前取得したので取れません	介護状態に至るごとに通算93日まで何度でも取れます

改正前	改正後
取れます	取れます
最長3ヶ月まで取る事ができます（1回限り）	通算93日まで取る事ができます

4 子の看護休暇の新設

小学校就学前の子を養育する労働者は、申し出ることにより、年度毎（事業主が任意に定める事が可能、定めをしない場合は4月1日～翌年3月31日とされる）に5日まで、病気、けがをした子のために休暇を取得することができます。以前は事業主の努力義務でしたが、今回の改正により義務付けされました。

ただし、子の看護休暇中の賃金の支払いは義務付けられていません。

※ 詳しくは、静岡労働局雇用均等室へお尋ねください。 Tel : 054-252-5310

女性社員の改革は重要な経営課題

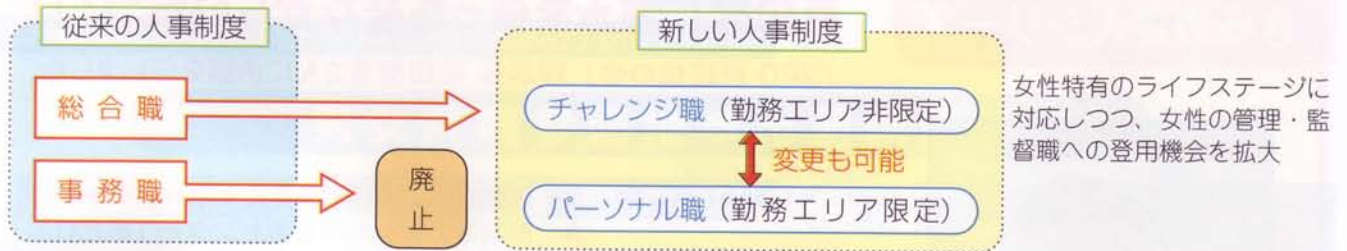
平成16年度に男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞を受賞されたスルガ銀行(株)の取り組みを紹介し
ます。沼津市に本店を置くスルガ銀行(株)では、企業として「最大の未開拓経営資源は“女性”である」という考
えのもと女性の能力活性化を経営課題として捉え、以前から職場における女性の能力活用に積極的に取り組ん
でいます。2004年には、「性別にとらわれず女性が個性と能力を発揮できる職場づくりを推進する」ことを目的とした女性社
員による“SMART(スマート)委員会”を設置し、様々な社内制度の整備や検証、提言などを行い、働きやす
い職場づくりを進めています。以下に様々な取り組みの一部をご紹介します。

※SMART = “洗練された” “活発な” という意味

Suruga Management Action for Raising Task of working women の略で、働く女性の職
務向上のためのスルガの経営活動

1 人事制度革新による女性社員変革支援 (2000年から)

改正前は期間を定めて雇用される者(例えば、契約社員やパートタイマーなど)は対象外でしたが、今回の
改正により一定条件を満たせば育児休業・介護休業の取得が可能となりました。



2 SMART委員会の発足

女性の能力活性化を経営課題と捉え、女性が能力を最大限に発揮できる環境を整備するとともに、女性が経
営に参画し女性社員自らが変革をリードしていくため、2004年に色々な分野から選出された女性社員で構成す
るSMART(スマート)委員会を発足させ、組織風土・社員意識の改革、キャリアデザイン構築の支援、仕
事と家庭の両立支援策の導入などをテーマに活動を行っています。現在は8名の女性委員が活躍中。

職場や家庭での悩み事は下記へご相談ください

	相談内容	相談先	電話番号	受付時間
労働	男女の均等な取扱いに関する相談	静岡労働局雇用均等室	054-252-5310	8:30~17:00 (土日祝除く)
	セクシャルハラスメントに関する相談			
	パートタイム労働者に関する相談	財)21世紀職業財団	054-288-2029	9:30~16:30 (土日祝除く)
	内職の相談とあっせん	内職授産センター	055-924-3070	月金9~16時、火木9~12時
子育て等	労働問題全般	東部県民生活センター	0120-9-39610	9:00~16:00 (土日祝除く)
		沼津総合労働相談コーナー	055-933-5830	8:30~17:00 (土日祝除く)
その他	健康管理に関する相談	市健康づくり課	055-951-3480	8:30~17:00 (土日祝除く)
		静岡労働局雇用均等室	054-252-5310	8:30~17:00 (土日祝除く)
	福祉生活相談 (子育ての悩みなど)	沼津市社会福祉協議会	055-954-1166	10:00~15:00 (土日祝除く)
		千本プラザ	055-962-3313	10:00~15:00 (土曜日だけ)
両立支援のための各種情報提供	フレイフレー・テレフォン	054-288-2020	9:30~16:30 (土日祝除く)	
教育相談	電話相談	やまびこ電話	055-951-7330	10:00~17:00 (土日祝除く)
	面接相談 (要予約)	市青少年教育センター	055-951-3440	9:00~17:00 (土日祝除く)
その他	ドメスティックバイオレンスの相談	市社会福祉課	055-934-4825	8:30~17:15 (土日祝除く)
		県女性相談センター	054-286-9217	9:00~17:00 (土日祝除く)
		県男女共同参画センター	054-925-7879	9:00~17:00 (土日祝除く)
		沼津警察署生活安全課	055-952-0110	随時受付
人権に関する相談	女性の人権ホットライン	054-254-3589	8:30~17:00 (土日祝除く)	
消費生活相談	どこに相談してよいかわからない場合	市民相談センター	055-934-4700	10:00~15:00 (第1・3水曜日)
			055-934-4841	8:30~17:00 (土日祝除く)

お知らせ

めまづ男女^{ひと}ハーモニープラン2ができました！

沼津市における男女共同参画を積極的に推進するための指針となる行動計画が新しくなりました。2010年までの6年間、このプランに基づき、市民と事業者、行政が共に協力し合い、女性と男性の共生を通じて、すべての市民がいいきと輝く、暮らしやすいまち「男女が輝く、男女共生のまち・沼津」を目指します。

なお、このプランは下記の所で閲覧できます。また、市のホームページでもご覧いただけるよう、現在準備中です。

- [閲覧場所]
- ・市役所4階 政策企画課
 - ・各市民窓口事務所
 - ・市立図書館、戸田図書館



沼津市ホームページアドレス <http://www.city.numazu.shizuoka.jp/>

男女共同参画地域出前講座

開催しました (大平、第一、金岡、原、今沢)



昨年度は、延べ340人の方が聴講されました。地元で夜の開催ということもあり、ご夫婦で参加される方も多く見受けられました。講師の長谷川さんは地元で自治会長をされている経験から、地域の身近な話を楽しくお話してくださいました。



開催します！

今年度は、第四、門池、浮島、内浦、戸田の5地区で開催します。18年度までに全ての地区で開催を予定しています。日程は調整中ですが、お近くで開催の折には是非ご参加ください。

講師は昨年に引き続き

茨城大学助教授 長谷川幸介さん

昨年の講演テーマは「新「役」聖書とこれからの家族」『4つの縁、今と未来』。ユーモアたっぷりのお話を聞かせてくれます。

講談師 宝井琴桜さん

架空の家族「山下さんち」ご一家が登場する物語は男女間、夫婦間、親子間など身近な話題をテーマに取り上げ、張り扇を手に聞かせてくれます創作講談。

を予定しています

ビデオの貸し出しを行っています！

女性のチャレンジ支援や人権問題、子育てなど、男女共同参画に関するビデオを貸し出します。会議や勉強会などの資料としてご活用ください。

貸し出しの申し込みは、市役所男女共生推進室（連絡先は下記参照）まで。

★あなたも男女共生情報紙ハーモニーの企画編集に参加してみませんか。

★ご意見・ご感想・イラストをぜひお寄せください。



沼津市男女共生情報紙第10号 ハーモニー

編集委員：伊藤 裕子・小野寺美佐子・坂田 圭代・嶋野 満子・成田るり子・根上 茂美・松本 徳子

発行：沼津市企画部政策企画課男女共生推進室

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 TEL 055(934)4705 FAX 055(934)5011

E-mail kikaku@city.numazu.shizuoka.jp